

資料6：医師の卒後臨床研修に関する協議会における意見の概要

医師の卒後臨床研修に関する協議会*（平成12.1.14）

はじめに

国民に良質な医療を安定的に提供するためには、それを担う医師が臨床の能力を身につける適切な研修を受けることが不可欠であり、このため医師免許取得後に臨床研修を受けることを必修化することは極めて重要な課題である。

しかしながら、卒後臨床研修を単に必修化するだけで、その趣旨が十分に生かされなければ、よい医療を提供することにはならないことは明らかである。そこで、真に我が国の医療をよりよいものにするためには、如何に研修の質の充実を図るかということについても真摯に検討が行われなければならない。こうした認識の下に、本協議会においては、研修内容の充実や研修体制の環境整備等について、幅広いコンセンサスを得るため、政府関係者及び研修施設関係者などが一堂に会して11回にわたる会議を開いて検討を行い、その結果を以下のようにとりまとめた。

1 研修内容・プログラム

- ・研修の到達目標については、「卒後臨床研修目標」（平成元年厚生省医療関係者審議会）や「国立大学附属病院卒後臨床研修共通カリキュラム（平成10年）」などを参考とすること。
- ・上記目標の中でミニマム・リクワイアメントを定め、臨床研修が一定水準以上に保たれる必要があること。
- ・これに加えて、各施設の特色を活かした多様な研修内容を組み合わせることができるよう配慮すること。
- ・研修はプライマリーケアを重視するとともに、複数の診療科を回るローテーション方式とすること。

2 研修修了時の評価

- ・研修修了時には、研修医の人間性と能力の社会的な保証、本人の進路等に関する指導等のため、評価を行うことが必要。
- ・研修修了の認定は、研修実施機関が実施すること。

と。（現行の卒業時における国家試験と同様の統一試験の実施は適当ではない。）

- ・研修実施機関の行う研修修了の認定については、公正かつ透明性を確保する上で、結果的には第三者からの評価を受けることが望まれること。
- ・具体的な評価に当たっては、本人、指導医、看護婦や臨床検査技師、患者等による多角的な評価方法も検討すること。
- ・評価において問題のある研修医について、研修期間の延長や進路変更の指導等の対応が必要。

3 研修医について

- ・医学部卒業後医師国家試験に合格した研修医には、医師免許及び保険医資格が与えられる。ただし、独立して医業を行うためには臨床研修病院で臨床研修を修了することが必要。
- ・研修中は、研修に専念できるように処遇の改善、指導体制及び設備の充実を図ること。
- ・研修医の給与については、司法修習生の給与なども考慮して適正な額が支給されるよう配慮すること。

4 指導医について

- ・指導医は各科・各部署の責任者が主たる指導者となり、実際の指導にはいわゆる屋根瓦式に全員が共同して当たること。主たる指導者は認定医であることが必要。
- ・指導医の手当て等の研修に要する経費の補助の充実が必要。
- ・大学教員の評価に当たっては、研究の論文数などの研究実績だけでなく、臨床、教育、研修の指導のような活動を評価するシステムを作ることが必要。このことがひいては、研修の質の改善につながることを考える。

5 研修の実施体制

- ・一病院にとどまることなく、複数の研修施設を含めた幅広い研修を行う体制の整備が必要。また、研修施設間の連携が不可欠であること。
- ・病院群で行う場合、「従たる病院が2以下」とい

*座長：磯野一

う現行基準を見直し、必要とする数の教育連携病院において研修が行えるようにすべき。

- ・研修医の数は、病床数だけでなく、指導医の数、年間の患者数（外来及び入院）や症例数などを考慮して決めるべき。

6 研修施設の基準

- ・数値的基準のほかに、評価できるプログラムが確立していることが重要。
- ・当直に配慮して、研修医のルーム・アンド・ボードを備えるなどの施設基準の見直しが必要。
- ・剖検については、年間の剖検例 20 体以上かつ剖検率 30% 以上という現行基準を見直す等、現在の臨床研修病院指定基準の再検討が必要。

- ・研修施設として指定を受けた後も、基準を満たしているか適切にフォローアップを行うことが必要。
- ・大学附属病院の制度上の位置づけについては、従来通りとすべき。

最後に

卒後臨床研修の必修化に当たっては、以上の点を踏まえて検討されることが、研修の質の充実のためには必要不可欠であるとともに、これからの検討過程においても、臨床研修病院関係者や大学関係者など研修の実施機関の意見を十分に踏まえて進めていくことが必要。

資料 7：医療法等の一部を改正する法律案

(平成 12.12)

概要（抜粋）

III 医師・歯科医師の臨床研修の必修化〈法律〉

(1) 診療に従事しようとする医師は、2 年以上臨床研修を受けなければならないこととする。

診療に従事しようとする歯科医師は、1 年以上臨床研修を受けなければならないこととする。

(2) 臨床研修を受けている医師又は歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこととする。

(3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者の申請により、臨床研修修了の旨を医籍、歯科医籍に登録するとともに、登録証を交付することとする。

(4) (3) の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこととする。

(5) 病院・診療所の管理者は、臨床研修を修了した医師、歯科医師とするとともに、臨床研修を修了していない医師又は歯科医師が診療所を開設しようとする場合には、医師・歯科医師以外の者と同様に許可を要することとする。

IV 施行期日等〈法律〉

施行日は、公布の日から 6 月以内の政令で定める日から施行する。ただし、医師の臨床研修の必修化に

係る部分については平成 16 年 4 月 1 日から、歯科医師の臨床研修必修化に係る部分については平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

医療法等の一部を改正する法律（抜粋）

(医師法の一部改正)

第四条医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項を次のように改める。

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。

第十六条の三を次のように改める。

第十六条の三臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。

第十六条の四中「並びに前条第一項及び第二項の報告」を「、第十六条の四第一項の医籍の登録並びに同条第二項の臨床研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付」に改め、第三章の二中同条を第十六条の六とし、第十六条の三の次に次の二条を加える。

第十六条の四厚生労働大臣は、第十六条の二第一項